

議案第114号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円
	世帯票1通につき 300円
	広域交付1通につき 300円
(8) 印鑑証明手数料	1通につき 300円

を

」

「

(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円
	世帯票1通につき 300円
	広域交付1通につき 300円

	多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する証明1通につき 200円	に、
(8) 印鑑証明手数料	1通につき 300円 多機能端末機により交付する証明1通につき 200円	

「

(26) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円	を
(27) 所得及び税に関する証明手数料	1枚につき 300円	

「

(26) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき 3,400円	に
(27) 所得及び税に関する証明手数料	1枚につき 300円 多機能端末機により交付する証明1枚につき 200円	

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(備前市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)
- 備前市印鑑登録及び証明に関する条例(平成17年備前市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「民間事業者が設置する」を削る。

議案第114号参考資料
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改正案		現行	
別表第2(第3条、第7条関係) 手数料		別表第2(第3条、第7条関係) 手数料	
手数料の種類	料金額	手数料の種類	料金額
(1)～(6) (略)		(1)～(6) (略)	
(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円 多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する証明1通につき 200円	(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円
(8) 印鑑証明手数料	1通につき 300円 多機能端末機により交付する証明1通につき 200円	(8) 印鑑証明手数料	1通につき 300円
(9)～(25) (略)		(9)～(25) (略)	

<p>(26) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第8号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料</p>	<p>1件につき 3,400円</p>
<p>(26) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第8号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料</p>	<p>1件につき 3,400円</p>
<p>(27) 所得及び税に関する証明手数料</p>	<p>1枚につき 300円</p>
<p>(27) 所得及び税に関する証明手数料</p>	<p>1枚につき 300円</p>
<p>(28)～(34) (略)</p>	<p>多機能端末機により交付する証明1枚につき 200円</p>
<p>(28)～(34) (略)</p>	<p>(略)</p>